

少年の健全な育成に向けた学校との連携の強化について

平成10年2月12日少甲第31号、
生企甲第33号、捜一甲第104号
捜二甲第47号、交指甲第52号
警察本部長から警察署長あて

学校との連携については、各警察署において学校・警察連絡協議会（以下「学警連」という。）等を設置し、積極的な連携を図っているところであるが、最近における少年非行の情勢をみると、校内暴力やいじめのほか、刃物を使用した暴力非行、覚せい剤等の薬物乱用、女子の性非行等の分野においても、生徒非行の深刻化がより顕著になっている。

また、児童・生徒を対象とした犯罪等の被害についても増加傾向にあるなど、少年の保護の観点からも深刻さを増してきている。

このような諸情勢から、両者の連携を一層強化する必要性が認められ、警察本部においては、県教育委員会等と連携し、県組織の連絡会を設置するなど連携の強化を図るとともに、県教育委員会等においても、県下の小学校、中学校及び高等学校に対して、学警連を組織するなど警察署との連携を強化するよう通知しているところである。

各警察署にあっては、本趣旨を周知徹底するとともに、次の点に留意し、少年の健全育成に向けた学校との連携の一層の強化を図るよう努められたい。

記

1 学警連の設置

県教育委員会等では、各学校に対して、警察署単位の学警連を設置するよう通知していることから、管轄の学校から学警連設置についての協議開催等の申し入れがあった場合は、既存の組織、地域実態等を勘案のうえ、基本的には

- ・ 「高等学校連絡協議会」
- ・ 「小学校・中学校連絡協議会」
- ・ 「小学校・中学校・高等学校連絡協議会」

等の単位で設置するものとする。

2 連携の在り方

- (1) 学校との連携強化については、学警連等の組織を通じて、警察と学校が非行防止に関する情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的措置についての協議を行い、これを計画的に実施していくことが望ましいことから、各警察署の実情に即し、学警連の充実と活性化に配慮すること。
- (2) 連携に当たっては、非行防止対策にとどまらず、児童・生徒を犯罪被害等から守るための措置についても緊密な連携をとること。

3 協議すべき具体的措置

警察と学校とが協議すべき具体的措置としては、

- ・ 薬物乱用防止教室の開催、その他児童生徒の規範意識の啓発に係る措置
- ・ 警察と教育関係団体等が協同して行う街頭活動
- ・ 警察の行う不良行為少年等の継続補導と学校の行う生徒指導との連携
- ・ 児童・生徒の保護や安全確保を図るための措置

等が考えられ、それぞれの自発的発意に基づいて適切な措置が促進されるよう配慮すること。

4 関係部門との連携

学校との連携を効果的に行うには、少年の暴力団加入、暴走族等の非行集団の解体・補導問題など、協議議題によっては他の警察部門との連携が必要であり、少年警察部門だけでなく、生活安全、交通、刑事等関係部門との密接な連携を図り、真に実効あるものとなるよう配慮すること。

5 幹部の責務

学校との連携を促進するに当たっては、所属長をはじめ幹部が率先してこれに当たるよう配慮すること。